

マンション管理計画認定申請 提出書類チェックリスト

番号	項目	備 考	チェック欄	
A	申請書	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則 別記様式第1号		
B	事前確認 適合証	(公財)マンション管理センターが発行した「事前確認適合証」の写し ^{注1)} 注1)(公財)マンション管理センターへの事前確認を行った場合は添付 「事前確認適合証」の写しを提出した場合、書類①～⑥の添付不要(※)		
①	集会(総会)の 議事録の写し	次のそれぞれの議事録の写し ・認定申請を行うことを決議したもの ・管理者等を選任することを決議したもの ^{注2)} ・監事を置くことを決議したもの ^{注2)} ・直近に開催されたもの (1年以内。年1回以上の開催が必要。災害又は感染症の感染拡大等への対応として、前年の総会の開催日から1年以内に集会(総会)を開催できない状況が生じた場合には、その状況が解消された後、遅滞なく集会(総会)を招集していることを確認する必要あり) ・長期修繕計画の作成又は変更することを決議したもの(7年以内) ・長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金について決議しているもの ^{注2)}	注2)管理規約で選任方法を定めている場合は、管理規約の写し及びその定めるところにより、管理者等が選任されたこと・監事が置かれたこと・長期修繕計画が作成又は変更されたことを証する書類	(※)
②	管理規約の 写し	・災害等の緊急時や管理上必要なときの専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められていること(単棟型マンション標準管理規約第23条) ・管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付(又は電磁的方法による提供)について定められていること(単棟型マンション標準管理規約第32条第6号) ・管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること(単棟型マンション標準管理規約第64条3項)	(※)	
③	貸借対照表 収支計算書 (収支予算書)	・直前の事業年度の集会(総会)において決議されたもの (直前の事業年度がない場合には、申請日を含む事業年度における集会(総会)において決議された収支予算書) 【確認する内容】 ・修繕積立金会計から他の会計への充当がされていないこと (管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること) ・修繕積立金の会計から、他の会計への充当や払い戻しを行っていないこと ・直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額が全体の1割以内であること(④の書類と併せて確認)	(※)	

(裏 面)

④	直前の事業年度の各月で、各戸の修繕積立金滞納額がわかる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3か月以上の滞納額が全体の1割以内であること (組合員が滞納している修繕積立金の総額だけでなく、滞納月別の情報がわかる書類が必要(管理会社等からの直近の月次報告書や各戸の収納状況に関する書類等)) 【確認する内容】 ・滞納期間が3ヶ月以上となっている額 ・直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額が全体(期間中に徴収すべき修繕積立金の総額)の1割以内であること (「3ヶ月以上の滞納」とは、直前の事業年度において、支払い期限から3ヶ月以上の滞納が生じている修繕積立金の総額。同一住戸で3ヶ月以上の滞納が2回以上生じた場合は、その滞納額の累計分が対象) 	(※)
⑤	長期修繕計画の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・長期修繕計画が、「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成されていること ・作成または見直しが7年以内に行われていること ・計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれるように設定されていること(建物を30年未満で解体予定としている場合は、建替え決議を行った集会(総会)の議事録と、解体予定時期が明示された長期修繕計画等の資料を提出) ・将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと ・長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」を基に設定する水準以上であること(修繕積立金ガイドラインを基に設定する水準を下回る場合は、専門家からの理由書を提出) ・計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画となっていること 	(※)
⑥	組合員・居住者の名簿の表明保証書	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員名簿(区分所有者名簿)を備え、かつ1年に1回以上内容の確認が行われていること ・居住者名簿を備え、かつ、1年に1回以上の内容の確認が行われていること 【提出する書類】 ・上記2点について記した表明保証書等(任意様式。参考様式を県のホームページからダウンロード可。名簿そのものの提出は不要) 	(※)
⑦	県独自基準の表明保証書	<ul style="list-style-type: none"> ・防災計画の策定や定期的な防災訓練等、防災に関する取組みを行っていること ・管理組合専用ポスト等を設置していること 【提出する書類】 ・上記2点について記した表明保証書(県要綱様式第1号) ・該当する項目の実施状況が確認できる書類(防災計画、訓練実施報告書、管理組合専用ポストの写真等) 	